

協同のひろば

彩福祉グループ問題に思うこと

黒川 俊雄（神奈川県／協同総研顧問、慶應大学名誉教授）

彩福祉グループ問題とは

1996年は住専問題に明け、薬害エイズ問題から彩福祉グループ問題にいたる底知れぬ厚生省疑惑のうちに暮れていった。

彩福祉グループ問題は、高齢者協同組合運動に取り組んでいる私にとってはとりわけ身近な問題として腹立たしい。しかし腹立たしいだけではどうにもならないので、この問題をじっくり見つめてみたいと思う。

彩福祉グループの小山代表は、故玉置和郎元総務庁長官の秘書だったことから親密になった岡光前厚生省事務次官に、岡光氏の老人保健福祉部長、薬務局長、大臣官房長、保険局長時代から、「利益供与」をおこない、埼玉県に茶谷元高齢者福祉課長を出向させてもらい、自分が設立した数々の社会福祉法人の認可を受けてその理事長となり、特別養護老人ホームの建設に国や県から95年まで約50億円の補助金交付を受け、自分が筆頭株主として実質的に取り仕切っているJWMという会社にその建設を発注した。多額の公的資金を使う特養老人ホームの建設は一般競争入札が原則となっているが、彩福祉グループが発注者として、その金額以上でないと落札できないという「最低制限価格」を決め、この「制限価格」を知っているJWMが確実に落札できるようにして、JWMが受注して工事を請け負い、その下請け会社が監督として建設現場に常駐し、孫請けの手配をすべて引き受けるという「丸投げ」を破格の安い値段で受け入れるという仕組みになっている。こうして小山氏はボロ儲けして、しかもその儲けの中から、共同募金に募金の受け取り先を彩福祉グループに指定して寄付し、寄付金がそのまま還流す

るようにしておき、JWMは出した寄付金を損金として免税の対象にさせた。

こんな疑惑事件がなぜおこったのだろうか。結論から先に言えば、政府・厚生省が、現在の社会福祉政策を、今まで自らおこなってきたことを反省もせずに、「救貧的で時代おくれだ」と「全面否定」し、国民の「自立と連帯」という名のもとに、公的責任を棚上げにし、「福祉の地方分権化」と称して、福祉の分野にも市場原理を導入することによって、「民間活力の活用」と称して営利を目的とする資本が参入できるようにしてきたかぎり、彩福祉グループの小山代表と利害の一一致があったことは明らかであり、今回の事件の原因はここにあると言えるであろう。

底知れぬ厚生省疑惑

そもそも臨調・行革の補助金削減答申を受けて86年に成立した機関委任事務の団体事務化法が87年から実施されたことによって、国の補助・負担削減による「地方公共団体」（都道府県・市町村）への財政負担の転嫁をともないながら、機関委託事務を廃止して「上から下へ」という国の行政処分行為としての「措置」を都道府県・市町村の行政処分行為に変更させておいて、国が政令で定める財政責任のない基準行政による統制のもとに都道府県・市町村をおき、「統制のとれた分権体制」をめざすことになった。

このような情勢のもとで、政府・厚生省は89年12月にゴールドプランを策定し、94年に新ゴールドプランを策定した。この作業には岡光氏もかかわったことはよく知られている。この間に90年6月福祉8法の改正をおこない、「措置」権限の市町村への移管をおこなって「市町村重視の原則」

を打出した。こうして政府・厚生省は、すべての市町村ならびに都道府県に「老人保健福祉計画」の策定を義務づけ、ホームヘルプ・サービスやショートスティ・サービスなど、全国一律に実施するサービスに加えて、在宅福祉サービスをはじめとして「地域の実情に応じたきめの細かな措置」を市町村に求めた。厚生省は、このようなことをなしうる条件が市町村に欠如していることを知りながら、「福祉の地方分権化」と称してこの「措置」を市町村に実施させようとしたが、財源保障がないかぎり、福祉水準の引き下げと負担増を国民に求めないかぎり、それは実施不可能である。そこで高齢社会対策のなかでとくにおくれている高齢者介護について、家族による介護費用を抜きにした介護財源を保障するために公的介護保険構想を急浮上させたのである。だがその政府案も現在介護費用の50%を国(25%)都道府県(12.5%)市町村(12.5%)による公費とするようになっている。

しかも政府・厚生省が政策実施の有力な手段としてきたのは、老人福祉法にいう特別養護老人ホームなどの社会福祉施設であるが、今回の疑惑事件は、ほかならぬこの特養老人ホーム建設をめぐる国や県の補助金交付の問題にほかならない。それは、4人部屋を原則とするような基準はあっても、下請けで儲けていないかどうかというような監査がなされていなかっただけでなく、すでにのべたように、政府・厚生省が、「民間活力の活用」と称して福祉事業にも営利を目的とする資本が参入できるようにしていこうとしていた矢先におこった事件なのである。

なぜこんな事件がおこりえたのか

ではこのような事件をひきおこすことを可能にしたのは何であろうか。一面では、すでにマスクなどでもようやく問題にされるようになった、中央集権的な政・官・財(業)癒着の支配構造であるが、他面では、社会福祉法人でさえも下請け会社に破格の値段で「丸投げ」してボロ儲けできるような、底なしの低賃金構造にもとづく「大企

業体制」があるからである。

前者については、官界トップと財(業)界との癒着だけではなく、その上に政界トップと財(業)界との癒着があるからこそおこりえたのである。今回の疑惑事件についても、それ自体は、厚生省高級官僚と、彩福祉グループ・J WM双方の小山代表との癒着によるものであるが、J WMの役員だった村田社長の日清医療食品という会社ともう一社の食品だけを、村田社長が理事だった日本メディカル給食協会の認定で健康保険の対象にして市価の1.5倍以上の価格で売れるようにし、しかもこの食品を購入した病院には国から補助が出るようにしたというだけではない。この給食協会の政治団体である日本メディカル給食政治連盟が橋本現首相や小泉現厚相などの厚生族議員に政治献金をしていたという政界トップと業界との巨大な利権関係のもとでこのようなことがおこりえたのである。

このような中央集権的な政・官・財(業)癒着の支配構造をなくすためには、現政府が「行政改革」と称しておこなおうとしている省庁の統廃合や公務員の削減などの単なる行政整理・政・官・財癒着の支配構造のスリム化ではなく、政治献金の禁止、官界の天下り人事の禁止、行政情報・企業情報の公開を断行し、また権限だけでなく財源の委譲をすすめる地方分権化を地方自治の本旨にもとづいて実行する政治改革・行政改革を市民参加によってすすめさせることが不可欠である。それゆえこのような政治改革・行政改革を政府に要求するとともに、地域の人々がその社会的ニーズをみたしていくために福祉・医療などの事業活動を非営利・協同の力で自発的にすすめていき、行政を動かしていくことが大切である。

後者の、底なしの低賃金構造にもとづく「大企業体制」については、現に労働組合に組織された青年単身者の賃金は、18~19歳男子の生活保護基準月額約20万円・年収にして250万円に相当するが、厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」によると、「単独世帯」の29歳以下層で年収250万円未満が男性51.9%、女性49.3%もあり、30

歳以上59歳以下層でも男性18.4%、女性49.1%で、60歳以上層は男性65.8%、女性82.6%にも達している。そして「単独世帯」に限らない世帯総数の中でも年収250万円未満層は17.2%もいるのである。ところが現行最低賃金法による地域別最低賃金額は、最高の東京でも日額5,144円で、週休2日制で月22日働いたとしても月額11万3,168円で、新規中学卒の賃金13万8,638円をも大幅に下まわっている。だからこそ下請けに破格の安い値段で「丸投げ」して元請けはボロ儲けできるのである。労働組合が組織労働者の賃金引上げや労働条件改善の要求で闘うことはもちろん重要であるが、その闘いを前進させるためにも、全労連が方針としてかけているナショナル・ミニマムの基軸としての全国一律最低賃金制（月額15万円、日額7,400円、時間額1,000円）の確立をめざす運動を、地域に密着した本格的に組織し、それをテコにした底なしの低賃金措置にもとづく「大企業体制」を規制し、変革していくことは、緊急の課題である。これは、未組織の人々が雇われて働いて支払われる賃金額をこの全国一律最低賃金額以上に引き上げさせ、それを支払っても、中小企業者が自立して経営できるように現行の下請振興法や下請代金支払遅延防止法などの抜本的改正をふくむ中小企業政策の転換をすすめさせ、都市自営業者や農漁民も、雇い人に支払う賃金額だけでなく、家族労働の自家労賃をこの全国一律最低賃金額以上に保障して自立して生活し営業していくように産業政策の転換をすすめさせることである。これは、また、現行の社会保障・社会福祉制度をも抜本的に改革させ、地域の人々がさまざまな社会的ニーズを充たす仕事を非営利・協同によっておこしていく場合にも、最低賃金額以上の労働報酬で事業をつづけていくようにするものである。

この事件がわれわれに指し示す道

地域にさまざまな社会的ニーズがあるのは、「大企業体制」のもとで、大資本が、政・官・財(業)癒着の支配構造によって、労働と消費を最大限に利用して「低成長下でも高収益をあげられる」経

営体質づくりを追求してきた結果にはかならない。大企業は、「リストラ合理化」や「海外進出」などで雇用労働者や中小企業者などを犠牲にしてきただけでなく、衣食住とその安全性確保、環境保全、子どもや女性、高齢者や障害者のための福祉、医療、人間発達のための教育・文化などを行政にゆだねて、地域の人々の切実な要求の充足をおろそかにしてきた。そしてこれらの要求充足に必要な物の生産・流通・サービスの供給、持続可能な開発・再開発、廃棄物の処理・再生などもあとまわしにし、衰退する農林水産業の振興をなおざりにしてきたからである。このような「大企業体制」を批判し、これに反対し要求を出すだけでなく、これを規制し変革する運動をすすめることはもとより重要である。だが、同時に地域のさまざまな社会的ニーズを充足する仕事を労働と消費が資本を利用しておこしていく非営利・協同の力を強めていくことが大切である。

ところがいま財界と政府は、「産業構造の改革」と称して「1900年代不況」で打撃を受けた電機・自動車産業をマルチメディア・情報・サービス産業をテコにしてたてなおし、再び他の産業をひっぱっていき、大企業だけが「不況」でも「減収増益」となる体制を温存し、今まで行政にゆだねてきた医療、福祉などの分野にも、国の財政難を理由に、営利を目的とする資本が参入できるようになるため、底なしの低賃金構造を一層野放しにする労働者派遣法や職業安定法をはじめとする労働法制を全面的に改悪しようとしている。

いまこそ労働組合が、この労働法制の全面的改悪に反対し、ナショナル・ミニマムの基軸となる全国一律最低賃金制の確立をめざす闘いを組織するとともに、労働者協同組合を中心とする非営利・協同・ボランティアの大連合によって地域のさまざまな社会的ニーズを充たす「生活総合産業」を新しい地域コミュニティの形成にもとづいて創造していくことが重要である。これこそがほんとうの意味の「産業構造の改革」であり、そのためには労働組合と非営利・協同・ボランティアの大連合との提携が重要な課題となってきている。